

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称: 青 雲 荘	種別: 児童養護施設	
代表者(職名)氏名: 院長 佐藤 孝	定員・利用人数: 44(43) 名	
所在地: 〒020-0807 岩手県盛岡市加賀野四丁目8番33号		
TEL:019-653-3947	ホームページ:www.seiunso.or.jp	
【施設・事業所の概要】 児童福祉法による児童養護施設		
開設年月日: 明治39年7月6日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):社会福祉法人 小原慶福会 理事長 佐藤 孝		
職員数	常勤職員: 27 名	非常勤職員: 11 名
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	児童指導員: 8名	児童指導員: 1名
	保育士: 5名	保育士: 2名
	個別対応職員: 1名	
	家庭支援専門相談員: 2名	
	心理療法担当職員: 1名	
	小規模グループケア担当職員: 2名	
	里親支援専門相談員: 1名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)平成24年4月全面改築 ～鉄筋コンクリート3階建て。年齢 横割りユニット(4)、令和元年5月 新築～分園型グループホーム。全館 冷暖房完備(電気)。寝所～ベッド(幼 児除)。コンロ～IH。中・高男女、G Hにパソコン設置。
	定員: 1名 8室	
	定員: 2名 5室	
	定員: 3名 4室	
	定員: 4名 2室	
		心理室、自立訓練室。

③ 理念・基本方針

法人理念～創始者の「惻隠の情」による慈善事業の意と体し、『仁愛』を基調とする。
施設運営理念～思いやりの心、感謝の心、奉仕の心の涵養に努める。
施設運営方針～人権意識の向上、サービスの質の向上、地域福祉への貢献

④ 施設・事業所の特徴的な取組(サービス内容)

- 年齢縦割りによるユニット制を採用し、ケア単位の小規模化及び小規模GH設置し、個別的ケアの充実を図っている。
- 施設単独事業で、地域子育て支援を実施。学童保育及びデイステイ(日常4名程度)実施。

- 施設主催の地域交流行事（盆踊り、文化祭）と地域主催行事（市さんさ踊り、運動会、餅つき等）への参加を通し、施設理解に努めている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年6月10日（契約日） ～ 令和2年2月18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成28年度）

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

地域との関係が適切に確保されていること

地域交流の取組は高く評価できる。施設の運営方針に地域福祉への貢献を掲げ、子育て支援事業として、ショートステイ、トワイライトステイ、学童・デイスティの事業が実施されている。平成30年度には、デイスティの登録者は6人で、年間延べ1,182人の利用があった。また、地域との交流事業に子どもたちが中心となって取り組み、2日間で延べ340人の来場者があるなど、地域との交流に積極的に取り組まれている。地域子育て支援事業は本施設の特徴にもなる。

◇ 改善が求められる点

養育・支援の標準的な実施方法の文書化

養育・支援の標準的な実施方法の文書化について、現在の「処遇職員必携マニュアル」を養育・支援に必要な項目及び内容を網羅した、分かりやすく使いやすい養育・支援マニュアルとなるよう見直しを図り、職員が共有して実践するとともに、実施状況を確認する取組が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

三度目の受審をしました。

前回改善すべきとされた点を中心に改善を図ってきたところですが、結果として低評価をいただいた面や気づかないでいた部分もあり、気づきの良い機会となりました。

今後、高評価をいただいたところは維持、向上を図り、改善を要するとされた点については、改善に向け、全職員協働し取り組み、社会的養護を担う施設としてその使命を果たしていきたいと考えております。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【青雲荘】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 主に次の4点①名札裏面には理念等を掲載している ②年度始めに基本理念、基本方針等職員全体に示している ③広報を保護者等にも送付している ④月初めの職員会議で理念等の読み合わせを行っている、という取組を通して、内容周知の充実の取組がされている。本法人の成り立ちから、法人・施設の理念、基本方針の策定の歴史は浅く、特に基本方針は、さらに役職員の話し合いなどを通して深化されることが望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 国、県レベルの動向は、行政資料や県要保護児童対策協議会への参画で得られる公開資料で把握している。県内の子ども家庭の状況は、岩手県児童養護施設協議会による「入所児童数集計表」により把握している。また、国の示す社会的養育や小規模化かつ地域課の推進等は会議・研修で把握に努めている。本評価項目をさらに質の向上に生かすために、把握・分析のメンバー、体制、話し合いの場等について定例化するなどの取組が望まれる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 経営環境、経営状況の把握・分析はたやすいことではない取組である。そうした中で、経営状況の把握に努め、理事会でその都度、事業報告し、児童及び職員の動向等について役員間での共有に努めていることは評価できる。今後、課題抽出とその具体的な取組について、誰が、どのように行うか、役員、施設長、職員間の総意で創意工夫し進めていくことが期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 本評価項目は、中・長期計画の策定自体について、法人・施設が必要としているかという発露(つくり出した経緯)が明確になっていると効果が出やすいものである。それを見出しにくい環境にある場合、第三者評価基準や自己評価項目であることを取組の根拠とした形骸的な中・長期計画づくりとなり、実効性とのつながりがなくなる。今回、中・長期計画の策定を意識した取組をされたことは評価しつつ、今後の深化を期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p>評価者コメント5</p> <p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分でない。 前項目の評価がCとなったことに伴う評価であり、単年度の事業計画そのものについて評価しているものではない。単年度の計画は、中・長期計画の内容を反映した具体的な内容が示されることが求められる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われる際に、全職員の関わり方がどのように行われているかが注目すべき点である。施設では、運営委員会が設置されており、組織的な実施はされている。ここで注目すべきは、①事業計画が中・長期計画に反映されているか ②事業計画自体が常に見直され、変更されているか ③職員の理解や参画するに当たっての基盤(理解、知識、技術、時間)が整えられる取組がされているか、という点である。今後の取組が期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。事業計画の内容ではなく、それ自体が、子どもや保護者等に周知されるために様々な媒体を活用していることは評価できる。しかし、事業計画自体についての役職員の理解が不十分であることから、子どもや保護者に対しての分かりやすさ(理解を促す取組)が不十分という結果につながっている。さらなる取組が期待される。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。養育・支援の質の向上を目指したいと自認している施設においては、年1回以上の自己評価、定期の第三者評価の受審、その結果を分析・検討する仕組みが構築されていることは極めて重要な仕組みの一つである。限られた体制の中で、同じく養育・支援の質の向上を志向する第三者と評価を通じて交流する機会を生かし、日常の仕組みの中でPDCAサイクルや組織的に評価する取組や体制の着手が期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p>評価者コメント9</p> <p>評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていけない。全職員参画による改善策や改善計画の策定はたやすいことではない。それは、現在の役職員の体制にも影響される。課題を明確化する過程を共有する時間、文書化する時間、取組の実践とそれを評価する時間、さらには改善計画の見直しを図る時間と、その機運の高まりや軌道に乗るまでは気の遠くなるような工程が想定される。この長い工程を自覚したことが今回の評価の成果でもある。確認書面や訪問調査、その後の口頭での報告から総合的に評価した結果、現時点で明らかになった課題について、不十分であることを自認することにより、結果的に、質の向上の近道、道筋が見えてくるのではないかと。少しずつでも深化することが期待される。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。他の評価細目と同様に、評価対象II-1「施設長の責任とリーダーシップ」における施設としての自己評価は、評価の着眼点の評価及びabc評価について全職員の自己評価結果の合計により作成されている。それを施設長自身の評価として受け止めていることについては敬意を表す。その上で、各評価について寄せられた各職員の意見や評価の受け止めと今後の取組が期待される。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。施設長は、外部研修や協議会主催の研修等に参加し、法令遵守の観点必要となる内容について、職員会議等で職員に周知を図っている。また、報告書を通して、職員で共有する取組を行っている。今後は、施設において、コンプライアンス遵守の取組に係る担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることが望まれる。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>他の評価細目と同様に、評価対象II-1「施設長の責任とリーダーシップ」における施設としての評価は、評価の着眼点の評価及びabc評価について全職員の自己評価結果の合計により作成されている。それを施設長自身の評価として受け止めていることについては敬意を表す。その上で、各評価について寄せられた各職員の意見や評価の受け止めと今後の取組が期待される。この評価細目で全職員が注目すべきは指導力であるが、その指導力が発揮されるのは、施設長自身のリーダーシップ力と職員の力量とのバランスでもある。養育・支援の質の向上に意欲を持っているので、そのリーダーシップの発揮の仕方(自ら、又は外部の専門知識の投入ほか)を運営委員会、理事会などの機能も生かし前進していく取組が期待される。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>他の評価細目と同様に、評価対象II-1「施設長の責任とリーダーシップ」における施設としての評価は、評価の着眼点の評価及びabc評価について全職員の自己評価結果の合計により作成されている。それを施設長自身の評価として受け止めていることについては敬意を表す。その上で、各評価について寄せられた各職員の意見や評価の受け止めと今後の取組が期待される。本評価細目については、補佐の2名体制への移行による充実、「すこやか日誌」の導入による環境整備が展開されていることが評価できる。過重な業務、新規業務に伴う従来業務のあり方や方法の見直し、従来事業の改編等をさらに進め働きやすい環境を作ろうとする取組が期待される。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>社会的養護や福祉業界に限らず、慢性的な人材不足が指摘される中で、本評価項目は施設の取組のみで解決するものではないということ前提にコメントすることをまず申し添える。人材の確保と定着それぞれについて具体的な計画と取組は、行政も含めた福祉業界全体の取組、各種別協議会の取組、各社会福祉法人の取組など多角度から、重層的に行われる必要がある。本評価細目は施設の取組を確実にすることを目指すものである。その中で、自己評価への意見や運営に最も影響が出やすいのは、既に働いている人材の定着であろう。人員体制の充実のためには、人数のみならず体制そのもの(業務量、業務内容)について、事務的業務、専門性のある業務、総合性などの観点からも検討することが必要だからである。次回評価ではそうした観点からの取組が期待される。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	C
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理を実施していない。</p> <p>運営理念、倫理綱領、行動規範を明示し、月1回の読み合わせを実施しているほか、処遇職員必携マニュアルにおいて具体的処遇内容や職員としての心掛け等についても周知を図り、自己研修計画の立案を促すなど積極的な取組が進められつつある。総合的な人事管理に向けて、評価の着眼点に照らし、自己評価について運営委員会などを通してさらに吟味して取り組み、次回評価では、その成果が期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>働きやすい職場づくりのための基盤整備、体制、実態把握、健康と安全の確保、希望聴取、ワーク・ライフ・バランス、改善策の計画的実行、人材の定着と確保など取組は山積している。働き方改革も含め、有給休暇の取得を積極的に働きかけるなどの取組は評価できるが、最も期待したいのは、定期の個人面談の機会の創設である。これは施設長が行うことに限定されるものではなく、職員の悩み相談、相談しやすい工夫をつくるなど、働きやすい環境を向上させる仕組みとして整備されることも一考である。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 個別研修シートを活用し、目標、方法について職員が記載し、それに対してアドバイスしていることは評価できる。今後は、目標管理のための個別面談として、設定目標を確認するための年度当初の面談、目標の適切さを図るための中間面談、次年度につなげるための期末面談の体制など、仕組みの構築が急がれる。次回評価が期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 職員研修は、年間の研修計画を立て、それに基づき計画的に実施されている。特に新任職員に対しては、各分野の職員が講師を担う研修のほか、チューターによるOJT(3か月間チューターによる日誌を通じての指導)もあるなど工夫されている。2年目以上の職員にも、2年に1度、「内部研修会」の場で自己研修の内容を発表し、外部研修報告も全体で行われている。教育・研修の必要性については重視されている。今後、研修内容やカリキュラムの評価に取り組むことは、日々の養育・支援、その体制、業務遂行の実態から、どのような研修が組織として必要か、個人として必要かを検討することが望まれる。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 教育・研修機会の確保については適切に行われるよう配慮されている。新任職員等階層的な研修を実施し、外部研修も積極的に受講されている。評価結果はaであるが、より一層の充実を図ろうとするならば、各職員の研修ニーズに沿った効果的な研修内容、研修方法(スーパービジョンも含め)についてさらなる取組も考えられる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 効果的な育成プログラムを用意するためには、実習指導者を含む全職員による実習生の受入れ、実習内容、実習後の評価の取組にとどまらず、養成校との実際の連携が求められる。そのためにも、指導者に対するフォローアップを施設でどう整えるか、次回評価が期待される。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 ホームページで各種公開が行われ、第三者評価の受審、自己評価の実施も定着している。委員会に関する情報は広報紙、第三者評価受審結果は県社協ホームページに掲載している。このことから情報公開の取組は適切である。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 内部監査、外部監査を利用し適正な経営・運営を維持する仕組みがある。事務作業の効率化、統一化も志向している。法人監査は定期的実施され、外部専門家による適宜アドバイスを受ける体制もある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 小学校子供会、中学生地区活動、その他地域行事への参加が盛んに行われている。地域子育て支援の学童保育・デイステイの日常利用、地域の人々が施設を訪れる行事の開催、学校の友人が休日に遊びに来ることの受入れなど交流の場の設定、仕組みが複数確保されている点は高く評価できる。地域交流を目的とした青雲祭(文化祭)、盆踊り大会も開催され、地域の児童養護施設として積極的である。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 ボランティアを積極姿勢で受け入れている点は高く評価できる。しかし、その体制について不十分さを認めていることから、次回評価では体制整備の検証と評価が期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 アフターケアが実施され、入所児童とアフターケアを通して社会資源リストを作成し、職員間で情報の共有化が図られていることは評価できる。次回評価では、地域の共通課題に対する協働の取組、地域のネットワーク化の検証、評価について期待される。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 地域子育て支援事業の実施を通して、その事業が当たり前になるほど定着しており、その事業の実施自体が、具体的な福祉ニーズ・生活課題を把握するための取組であり、積極的に行っていることが評価できる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 社会福祉法に定められたように、社会福祉法人の公益的取組はさらに期待されるものであり、地域子育て支援事業(学童保育・デイステイ)、地域行事への参加と交流行事の開催などの地域貢献は高く評価できる。次回評価においてもその取組の実際、効果、地域住民、ボランティア、各団体との連携が継続されているものと思われる。なお、さらなる充実を図ろうとする場合には、施設が有する養育・支援に関するノウハウを地域社会に還元できる場合とはどのような場、内容なのか、地域の防災対策や被災時における取組は何か、といった検討が考えられる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施については、倫理綱領、行動規範に、「児童の人格を尊重し子どもの最善の利益を最優先する援助・支援を保障し、子どもの健全な心身の育成に努める」と明示されている。職員会議で倫理綱領、行動規範の読み合わせが行われ、職員個々のネームホルダーに、理念、運営方針、倫理綱領、行動規範が印刷された用紙を入れ、意識の喚起を図り実践する取組が行われている。また、職員が子どもの人権を擁護し、人権侵害を防止するため、人権擁護チェックリストによる自己チェックを年2回（7月、1月）行い、人権侵害等の行為がないか確認が行われている。しかし、年度計画で実施が明記されている人権擁護チェックリストの点検結果については、中間の実施状況、年度末の反省の中に評価、検証したことが見られない。今後は、チェック項目について、職員個々が、実際にはどのように理解し、行っているかを協議し検証することが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。</p> <p>子どものプライバシー保護については、「プライバシー保護に関する規定」（策定年月日不明）を定め取り組むとともに、「子どもの権利ノート」を一緒に読むなどして、子どもたちの意識を高める取組が行われている。また、地域交流室や食堂が開放され、子どもが勉強しやすい環境が配慮されている。今後は、処遇職員必携マニュアルの中に、養育・支援の標準的な実施方法として明示し、取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>施設概要を記載したパンフレットが作成され、ホームページでは、施設の理念、方針、倫理綱領、行動規範、日課等を掲載し、情報提供が行われている。入所予定の子どもや保護者には、「パンフレット」、「青雲荘を利用する皆さんへ」や「生活のきまり」などの内容について説明されている。ただし、配付するパンフレットに理念、方針などは掲載されておらず、また、他の資料は口頭説明となっている。今後は、保護者や子どもに対する情報提供の内容や方法についてのマニュアルを定め、それに沿って適切な情報提供を行うとともに、状況に応じた分かりやすい内容の資料を用意するなどの対応が望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>子どもや保護者に対しては、職員から「青雲荘を利用する皆さんへ」や「生活の決まり」など資料の内容が口頭で説明されている。また、同意が必要な内容については、施設で定める様式を用意し、内容を説明した上で同意書の提出を受けている。ただし、「青雲荘を利用する皆さんへ」は作成年月日が不明で「施設のきまり」は平成25年4月1日から使われ、どちらも漢字交じりの文章で作成されている。また、見直しの有無も不明である。今後は、資料の見直し手順や説明の仕方を定めたマニュアルを作成し、資料の内容を適切に見直すことが望まれる。併せて、年齢に応じたやさしい文章、図や絵などを使用した分かりやすいものとなるよう工夫し、適正な説明、運用ができる取組が望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>子どもの措置変更については、施設内ケース会議、児童相談所への情報提供、本人の意思確認、相手施設との調整などの手順がフローチャートで示されている。措置変更に伴う書類等については、引継ぎ書の様式及び添付書類リストを定め、これらに沿って整えられている。退所した子どもからの相談に対しては、入所中の担当者や家庭支援専門相談員などが対応しているが、退所の際に、連絡窓口や相談方法について文書化したものは配付されていない。また、措置変更手順のプロチャートには、協議や事務を行う際の留意事項の明示がなく、引継ぎ書の作成方法に係る説明書はない。今後は、措置変更を進める際の各段階での留意点や引継ぎ書作成に係る留意点などをまとめたマニュアルを定めるとともに、退所の際には、その後の相談窓口や相談方法を明示した文書を渡し、説明するなどの取組が望まれる。</p>		

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取り組みが十分ではない。子どもの満足についての把握は、毎月1回実施している「児童聞き取り調査」の設問に対する回答や自由記入欄などを通して行われている。調査への回答は、児童聞き取り調査結果としてまとめられ、職員会議に報告され、必要に応じて協議し対応している。しかし、「児童聞き取り調査」は、本来、安全委員会実施要綱に定める「暴力の早期発見」の取組として行われているものであり、子どもの生活の満足を把握する方法として十分かつ適切な調査であるとはいえない。今後は、子どもの生活の各領域における満足度調査を実施し、把握した結果を分析・検討する仕組みを整備して取り組むことが望まれる。</p>		
III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取り組みが行われているが、十分に機能していない。苦情解決事業実施要綱で苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員2名など、体制と役割等について定められている。また、実際の苦情解決の対応手順は苦情解決対応マニュアルに定められ、これに沿って実施されている。苦情解決の仕組みや第三者委員の氏名、電話は玄関に掲示し周知されるとともに、投書箱も設置されている。しかし、苦情解決の仕組みや苦情の申し出方法などについて分かりやすい資料が保護者には配付されていない。今後は、苦情解決について分かりやすい資料を作成し、子どもや保護者へ配付し説明する取組が望まれる。</p>		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたいときに方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもの伝えるための取組が十分ではない。子どもたちは、安全委員会が毎月実施する「児童聞き取り調査」を通して、意見を述べるができるほか、設置されているご意見箱に投函すること、ユニットの担当職員に相談したり意見を述べたりすることができる。また、心理面接の場面においても、相談や意見を述べたりできるが、すべての子どもが心理面接の対象となっているわけではない。今後は、相談窓口や相談室の設置など環境の配慮や苦情解決の第三者委員を含め相談相手を選べることなど、相談や意見を述べる方法について分かりやすい資料を作成し、子どもや保護者に配付、説明して周知を図り、相談や意見を述べやすい環境を整備することが望まれる。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。子どもからの相談や意見の把握は、職員が子どもたちの申し出を傾聴したり、苦情解決の仕組みである意見箱への投書や、毎月職員が行う「児童聞き取り調査」などで行われている。把握された相談や意見に対しては、ユニット職員で対応したり、職員会議に報告し、職員会議で検討し対応したりしているが、ユニットで対応するときの内容と手順、職員会議への報告・検討・対応するときの内容と手順が明確に定められていない。また、子どもから、「ご意見箱に入れたけど回答がない」という声もある。今後は、相談や意見の内容により、どのような手順で対応するか、時間を要する場合には子どもにどのように伝えるか、子どもからの相談や意見を養育・支援の質の向上にどのように反映させるかなどに関するマニュアルを整備して取り組むことが望まれる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。リスクマネジメントでのヒヤリハット事例の収集及び対応策については、分掌事業計画において「事故防止検討委員会・人権擁護委員会」を担当とし、ヒヤリハットの報告を受け、その内容を職員で話し合い、対応策を講ずることとされている。ヒヤリハットの報告件数は、前年度は3件、今年度前半は2件という状況であり、今年度の中間反省において、見つけたヒヤリハットを全件報告することとされた。ただし、リスクマネジメントの仕組みやヒヤリハット・アクシデントの要因分析方法・対応策検討の進め方の手順を示したマニュアルは整えられていない。今後は、リスクマネジメントについて職場研修を実施し、リスクマネジメントの実施要領を整備するなど適切な対応策が望まれる。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント38 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取り組みが十分ではない。 感染症の予防策や発生時の対応手順書(マニュアル)については、保健担当職員が中心となって、外部研修の受講資料や保健所の資料などを基にして作成し、職員会議で職員に説明し周知されている。また、流行の時期には、職員会議で注意喚起されている。しかし、感染症の予防や発生時の対応について、実技講習などの研修会の実施やマニュアルの定期的な見直しは行われていない。今後は、嘱託医療関係者等の指導を受け、研修会の開催や感染症防止・対応マニュアルの作成と定期的な見直しの取組が望まれる。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 消防計画を作成し、消防設備の自主点検や自主消防隊の組織や分担等を定め、消火訓練や避難訓練を年8回、地震を想定した防災訓練を年2回実施されている。また、今年度は、洪水時の避難確保計画が作成され、2回の洪水防災訓練が実施されている。防災計画に定めている職員緊急連絡網について、連絡訓練や招集訓練を実施していないため連絡完了に要する時間、職員が集まるのに要する時間などが確認されていない。今後、職員招集訓練の実施、非常食及び備品類のリスト作成と数量管理方法の確認を行うとともに、養育・支援を継続的に行うための事業継続計画(BPC)を作成することが望まれる。</p>		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。 養育・支援の標準的な実施方法を文書化しているものとして「処遇職員必携マニュアル」(作成年月日不明)があり、子どもの人権擁護、サービスの質の向上、地域福祉への奉仕の心などの姿勢、支援内容及び業務手順の内容が明示されている。プライバシー保護については、プライバシー保護に関する規定を定め、入室、電話、手紙、会話についてプライバシーに配慮しなければならないことが明示されている。処遇職員必携マニュアルは、採用時に職員に配付・説明されているが、その後の活用は職員個々に委ねられている。日常の養育・支援が、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みは整っていない。今後は、処遇職員必携マニュアルの内容を見直し、不足している項目・内容を加え、養育・支援の標準的な実施方法として文書化するとともに、全職員が内容を確認し、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの整備が望まれる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 事務分掌で「処遇職員必携マニュアル」(改訂記録がない)の支援項目ごとに担当職員が定められ、担当職員は各項目について分掌別事業計画を作成している。各項目の実施状況については、年度の間と年度末に反省事項と改善点が担当職員により反省としてまとめられ、職員会議に報告・協議され、内容が見直されている。しかし、分掌別事業計画の反省事項と改善点について次年度計画への反映手順が作成されていない。また、入浴回数を増やしたという改善がマニュアルや施設運営要覧に反映されていない。今後は、PDCAサイクルの手法により分掌別事業計画の検証・見直しを実施することや、処遇職員必携マニュアルの定期的な検証・見直しを行う仕組みを整備することが望まれる。また、自立支援計画の内容や、職員や子ども等からの意見・提案が、標準的な実施方法に反映されるような仕組みを整備することが望まれる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定してる。	b
<p>評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取り組みが十分ではない。 子どもの自立支援計画は、担当者が岩手県版アセスメントシートによりアセスメントを行い、子ども本人の意向、保護者の意向を確認し、必要な場合は心理担当者と同議し、案が作成されている。その案は、自立支援計画会議(職員会議)に示され、協議し策定されている。しかし、アセスメントや計画策定段階での他職種との合議方法、会議での協議方法など策定に係る一連の流れを示す手順書はない。今後は、これらの手順や留意事項をまとめたマニュアルを定めて取り組むことが望まれる。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。自立支援計画の実施状況の評価や見直しについては、自立支援計画評価会議を7月、11月、3月の年3回開催することとされている。今年度は、8月27日に1回目の自立支援評価会議を開催し、子どもの状況や支援の状況が報告・協議されている。しかし、会議において、どのような課題について、どのような協議を行い、対応をどのようにするかの内容が示されていない。今後は、自立支援計画の評価・見直し方法に関する手順、自立支援計画の変更及び職員への周知方法の手順などを明示したマニュアルを作成し、取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間の共有化が十分ではない。子どもの身体状況は、施設が定めた様式に統一的に記録されている。また、子どもの日々の生活の様子や養育・支援の実施状況は、パソコンネットワークシステムを使い、ケース記録として各々の子どものケースファイルに保管されるようになっている。システム上は職員誰もが閲覧できる仕組みになっているが、他のユニットの子どもの記録を閲覧する時間の確保が難しいなどの事由により、個別支援計画の実施状況が職員間で共有されているとは言いがたい。今年度、新たなケース記録のソフトウェアが導入される予定なので、記録方法のマニュアルを作成し職員に周知するとともに、知っておくべき情報が確実に職員間で共有される仕組みづくりに取り組むことが望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。施設の個人情報管理規程で、個人情報の取扱い、保管、廃棄などについて定められている。この規程において、個人情報の取扱いについて法令を遵守すること、漏えいしないことなど、職員に対し個人情報保護に関する誓約書の提出が求められている。ただし、子どもの個人情報が記録されている電子媒体(USB)の日々の保管、管理についての定めが明示されていない。今後は、個人情報を保存している電子保存媒体(USB)の管理方法について定め、職員に周知するとともに、子どもや保護者への説明に当たっては、分かりやすい資料を作成し、説明することが望まれる。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、再残の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。施設の倫理綱領、行動規範に人権の尊重や子どもの最善の利益を優先する援助・支援の保障が明記されている。管理運営規程に体罰等懲戒権の濫用の禁止が明記されている。「人権擁護、人権侵害のための点検事項」のチェックリストを用いて、定期的に点検の取組を行っている。安全委員会を設置し、定期的に子どもから聴き取り調査を行い、その結果を職員会議で検討し確認している。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。入所の際に、いわてこどもの権利ノートを通して権利について説明が行われている。CAP(子どもの暴力防止プログラム)を実施する団体を施設に迎え、年齢別にグループで研修を行った実績がある。職員間で子どもの権利に関する学習機会は、職員会議での権利に関する研修の報告にとどまっている。今後は、子どもの権利条約等と生活の中で保障される権利について職員で深めることが望まれる。</p>		

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>評価者コメント3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。 子ども一人ひとりにアルバムが用意され、子ども自身で管理している。心理療法担当職員が中心になり、生い立ちの整理を行っている。しかし、アセスメントシートに生い立ちの整理の確認箇所がないことから、自立支援計画に生い立ちの整理のニーズが記載されていない状況にある。事実を伝えた後のフォローは、必要に応じて児童相談所とも連携している。今後は、個々の子どもの生い立ちの整理の課題を共有するアセスメントシートや自立支援計画の作成が望まれる。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント4 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。 安全委員会を設置し、職員から子どもへの暴力等も子ども同士の場合と同様に取り組んでいる。就業規則の懲戒や服務規律において、被措置児童虐待の禁止を明記することが必要である。職員からの不適切なかかわりの具体例を示して、子どもに周知し子ども自らが訴えることができるようにする必要がある。施設の虐待対応マニュアルは設けているが、法に沿った内容に整備することが求められる。</p>		
A-1-(5) 子どもへの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に取り組もうとしているが、子ども自身が十分に主体的に取り組んでいるとはいえない。 施設には「生活のきまり」が設定されており、学習から登校、食事、入浴、ゲーム、携帯電話、就寝時間など、20数項目にわたり細かく記されている。小遣いは、年齢別に施設から決まった金額が支給され、担当職員と管理している。ユニット会議等で、子どもと職員で話し合いユニット内のルールが決められているが、ユニット単位のルール設定と「生活のきまり」を施設運営に反映させる仕組みを工夫することが望まれる。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>評価者コメント6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。 入所に際しては、ケース資料が全職員に回覧され、職員会議での共通理解のもと養育・支援に配慮されている。家庭復帰の際には、面会外泊の機会を設け、安定した生活に向けて保護者と話し合われている。入所時に「青雲荘を利用する皆さんへ」を説明しているが、その内容は、保護者向けと子ども向けとが混在している。また、不安を軽減させるためにも、入所や退所の手順を定めた標準的な実施方法を設けることも求められる。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。 リービングケアを行うための住居や設備は施設内に整備され、その都度必要な子どもを対象に行われている。退所者の状況把握のためのアフターケア・フォローの記録が時系列に整備されている。退所する際には、市町村の要保護児童対策地域協議会調整担当者との連携が求められる。リービングケアにおいては、退所に向けたアセスメントを行い自立支援計画に盛り込むことが求められる。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。 職員会議等を通して、心理療法担当職員から子どもの発する言葉や状況について共有化が図られている。利用者アンケートは、安全委員会の「聞き取り調査」を通して、暴力の有無、不安や不満、希望や努力目標等の把握が行われている。子どもが表出する感情や言動をより深く受け止めるためには、安全委員会以外のアンケートの取組や個々の子どもに個別に関わる時間の確保などの工夫が望まれる。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分ではない。 幼児のユニットは、常時職員が子どもの様子を把握できる体制が確保されている。施設には「生活のきまり」が設定されており、食事、入浴、ゲーム、携帯電話、就寝時間など、20数項目にわたり細かく記されている。ユニットごとに話し合い、ルールが決められている。個人でのスマホ利用許可に向けた話し合いが行われ、一部の子どもが利用している。個別に関わる時間が、衣類の購入などの際にとどまっていることから、工夫が望まれる。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>評価者コメント10</p> <p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 朝・夕の時間帯の職員配置は、幼児支援において管理宿直を含めて3名、各ユニットに複数名の職員を配置し子どもを十分に掌握、援助できるように配慮されている。つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していく支援においては、中高生の中には、何度も同じ失敗を繰り返す子どもがいる。その都度、自身の行動を振り返るために根気強くかわりを行っている。身の回りの整理のできない子どもには、チェックシートを活用し見守る姿勢で支援されている。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 4名の幼児が近隣の幼稚園に通園している。ユニットごとの行事を設定し、子どもの希望を取り入れて高齢者施設の慰問やピザ焼き等の行事が行われている。ゲーム機器は、個人で購入管理している。定期的にボランティアを活用し、幼児や小学生には絵本や童話の読み聞かせ、小学生には料理教室が行われている。ユニット内に図書が設置されている。プレイルームやグラウンドでは、遊具が準備され卓球やドッジボールが自由に行えるようになっている。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。 施設には「生活のきまり」が設定されており、食事、入浴、ゲーム、携帯電話、就寝時間など、20数項目にわたり細かく記されている。その他にユニット会議や講話で守るべき規範等について説明されている。ネットやSNSの利用に関しては、子どもが自由に行える環境が整備されていない。毎日の手洗い、うがいの励行を促し、主体的に健康の自己管理ができるように支援されている。ユニット体制における「生活のきまり」の有意味性、ユニットごとの社会規範や常識の範囲が、担当する職員によって差異があることから、最低のラインなどを確認する取組が望まれる。</p>		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>評価者コメント13 おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 食事は、給食で調理しユニットに配食する形式を基本としている。原則的に同じ時間帯に食事を摂る日課としているが、食事時間は年齢や個人差に応じ柔軟に対応している。電子レンジや電磁コンロ、冷蔵庫をユニットごとに装備しており、食事の適温提供に配慮している。定期的に嗜好調査を実施し、残食状況を把握、毎月の給食委員会で献立に反映させている。グループごとに調理実習を企画したり、施設全体行事でのバイキングなども設定している。子どもの誕生日には、ユニット毎に本人の希望メニューで誕生会を実施している。</p>		
A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>評価者コメント14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 子ども一人ひとりの把握は、被服個人支給表を整備し実施されている。衣類の購入については、年齢に応じ希望をとって購入したり、本人自身が店で購入するなどの取組が行われている。幼児と小学校低学年の子どもは、施設で一括購入している。各ユニットに洗濯機を設置し、小学6年生以上の子どもは自身で洗濯ができるように支援されている。</p>		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>評価者コメント15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分でない。 施設は、ユニット制及び分園型小規模グループケアホームの生活空間となっている。部屋ごとに冷暖房設備が完備されている。中学生以上は、個室又はプライバシーに配慮した2人部屋の設定になっている。日課に掃除時間を設け、共有部分や個別部分の整理整頓や掃除の習慣づけの支援が行われている。食器類、日用品類は可能な限り個人所有とされている。小学生ユニットの食事の椅子に破損などが散見されることから、買い替えなどの工夫が望まれる。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A⑯	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>評価者コメント16 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。 毎月の身長体重測定と年に数回の尿検査が行われている。近隣地域で小児科を開業している医師が、定期的に施設を往診し子どもの健康状態を管理している。発達障がいなどの精神科医療の必要な子どもは、専門医に通院している。医務担当を中心に、嘱託医と連携しながら健康管理を行っているが、服薬の保管に関するルールを設けることや、医療や健康に関する研修を行うことが望まれる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>評価者コメント17 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 中高生男子においては、DVDを活用した性教育が開始されている。女子には、大学教員などの外部講師を招いて子どものアンケートのもとに取り組まれている。性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える取組は、担当を中心に行われるにとどまっている。被虐待児童や発達障がいの子どもの入所する中で、社会的養護における施設の性に関する教育を一層工夫することが望まれる。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>評価者コメント18 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分ではない。 子どもの不適応行動は、小学生同士の暴力や物を壊す行動が時々発生する。また、無断外出も特定の子どもが引き起こすことがある。問題行動発生の際は、職員がチームを組んで対応することとされている。行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できる取組は、資料を準備する程度にとどまっている。事故発生時の緊急対応マニュアルとは別に、子どもの不適応行動に対する対応手順を整備し、援助技術を習得する取組が望まれる。</p>		

A19	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント19 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 施設において、暴力のない安全で安心できる生活環境づくりを目的として、安全委員会が設置されている。安全委員会は、職員、児童相談所、学校等の関係機関、地域の外部委員の連携のもと取り組み、定着し、子ども間でのいじめが発覚した場合には、全職員が適切な対応ができる体制になっている。毎月、子どもからの「聞き取り調査」が実施され、各月の安全委員会に聞き取り結果が報告され、暴力・不適切な行為の早期発見に努めている。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		第三者評価結果
A20	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>評価者コメント20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 資格(臨床心理士・公認心理師)を有する心理療法担当職員が配置され、心理療法を行う環境が整備されている。個別面談などで心理療法担当職員が関わった内容は、職員会議で情報共有されている。心理療法担当職員として、日常生活に不適応を示している子どもへの心理療法的なサポートを主眼にしていることは、施設における心理療法の新たな視点といえる。心理的ケアが必要な子どもは自立支援計画に明記されているが、自立支援計画を見直す検討会のファシリテーターを養成し、確保することが望まれる。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A21	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>評価者コメント21 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。 ユニットの環境で、個別に学習できる環境は確保されているが、ほとんどの子どもが職員と多く関われるリビングで取り組んでいる。療育手帳Bを保持する子どもは、特別支援学級への在籍で支援されている。学習ボランティアとして定期的に学生が訪問している。施設と小中学校との懇談会が年に数回実施され、子どもの生活や学習の取組状況が共有されている。学力の低い子どもは、個別対応にとどまっていることから、有償ボランティアの導入や学習塾の活用などの工夫が望まれる。</p>		
A22	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>評価者コメント22 子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。 施設には、10名程度の高校生が在籍し、近隣の公立私立高校に通学している。高校進学において、本人の希望を尊重した進路選択を基本としているが、高校在学中に退所した際に距離的に通学できないこと等から進路選択が狭められている状況にある。県内においても、社会的養護自立支援事業等を実施している団体を把握しているが、子どもに知らせるまでには至っていない。社会的養護施設において、自立支援のために積極的に措置延長を行うことが掲げられていることを踏まえて、施設における進路選択決定の手順を整備し多機関と共有することが望まれる。</p>		
A23	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 最近では、同法人の養護老人ホームでの介護実習に取り組んだ例がある。アルバイトは、冬期間の郵便配達や平日に回転ずしで行っている例がある。実習先を積極的に開拓する取組は行われていない。社会的養護において、発達障害や愛着障害を有する子どもに対して相対的に早期の自立支援が強いられる中で、アセスメントにおいて職場体験やアルバイト体験をニーズとする取組が望まれる。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A24	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。 家族関係に関する支援は、2名の家庭支援専門員が配置されているが兼任のために特定の子どもや家族とのかかわりとどまっている。自立支援計画及び家庭支援専門相談員の業務記録に取組の経緯が記載されている。面会や外出は、入所時の「青雲荘を利用する皆さんへ」に沿って取り組まれている。家庭支援専門相談員は、業務分掌に明記されているが、業務に関する要綱などが整備されていない。また、「職員処遇マニュアル」や「青雲荘を利用する皆さんへ」において、入所の際の家庭支援の方針や家庭支援専門相談員の説明を盛り込むことが望まれる。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A②⑤	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント25</p> <p>親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>親子関係の再構築のための家族関係に関する支援は、2名の家庭支援専門員が配置されているが兼任のために特定のケースのかかわりにとどまっている。自立支援計画及び家庭支援専門相談員の業務記録に取組の経緯が記載されているが、アセスメントに沿ったニーズや支援目標の設定に家庭支援専門相談員の関与が薄い状況にある。家庭支援専門相談員は業務分掌に明記されているが、専任の家庭支援専門相談員を配置し、業務に関する要綱を整備することが望まれる。</p>		